

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業にかかるQ&A

番号	問合せ内容	回答
1	申請はどのように行うのか。	医療機関等からの申請書受付については、長崎県国民健康保険連合会へ県のホームページより申請書の書式等をダウンロードしていただき、必要事項を入力後、同連合会のレセプト請求システム若しくはWEB申請システムにて、申請を行ってください。 ホームページアドレス <a href="https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/kansensho/kansenshou/corona-iryu-shienkin/">https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/kansensho/kansenshou/corona-iryu-shienkin/</a>
2	交付申請は上限額になるまで複数回にわたって申請できるのか。	交付申請は各施設1回のみ申請となります。そのため、対象となる経費について十分に精査をされたうえで、申請書を提出してください。
3	同一の医療法人が2箇所の医療機関を開設している場合、それぞれで申請可能なのか。	1つの法人が複数の保険医療機関等を開設（医療機関等コードが異なる）している場合は、医療機関等ごとの申請が可能です。
4	申請は各施設で1回のみ」とのことだが、当初、上限額を下回る申請をした医療機関について、申請額を上回る実績となった場合、精算時に追加で支援金を支給することは可能か。また、可能である場合、変更申請が必要か 介護分、障害分については、上限額に達するまで複数回の申請が可能とされていると聞いています。	複数回の申請を認めると、受付作業及び上限管理が複雑になることから各医療機関からの申請は一回のみとしており、対象となる可能性のある費用について、漏れのないよう申請いただくようお願いいたします。 精算時に追加で交付を行うことは不可です。 介護分・障害分とはスキームが異なりますのでご注意ください。
5	同一建屋内に、医科診療所及び歯科診療所があり、どちらもそれぞれ保険医療機関として届出がなされている場合は、それぞれの診療所においても支援金の申請が可能と考えていいのか。	医科診療所と歯科診療所がそれぞれ異なる診療所として開設届が提出されていれば、申請可能です。